別紙：意見等の概要と意見に対する考え方について

	該当箇所	意見の概要	考え方	件数
1	基準の特例を定める趣旨・背景	○特例を定める区域の近辺は、既に山が削られて地面が露出するなど自然の形状が変更された土地が存在しており、特例を定めずとも基準を満たすことは可能ではないか。	○予定されている、廃棄物の埋立てのための土地の形状変更は、自然公園法施行規則第11条第23項（※）第4号の基準を満たさない見込みであるため、特例を定めるものです。 ※平成27年6月1日の自然公園法施行規則改正により、同条第24項に項ずれ	1